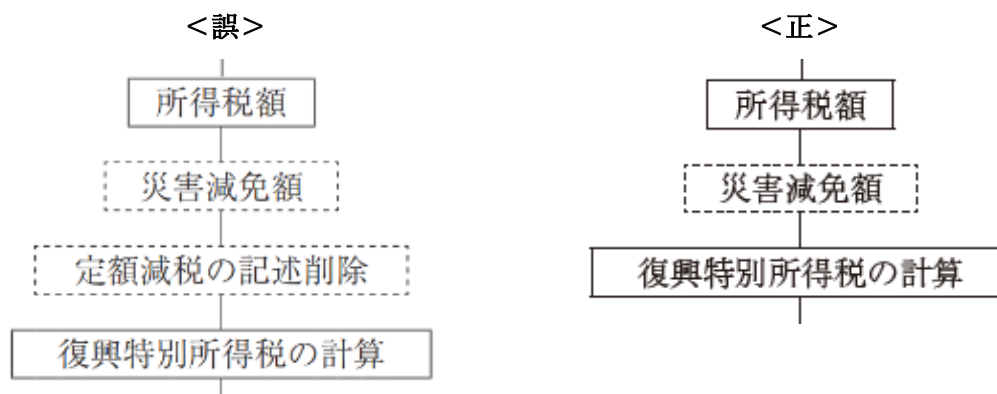


【お詫びと訂正】

『令和6年分 所得税 確定申告の手引（令和7年3月申告用）』（令和6年12月刊行）に誤植がありましたので、お詫びして訂正いたします。

税務研究会出版局
(2024.12.20)

P731「税額の計算」のフローチャートにおいて、「災害減免額」と「復興特別所得税の計算」の間に「定額減税の記述削除」という本来削除すべき文言が掲載されておりますが、これは誤植です。正しくは以下の通りです。



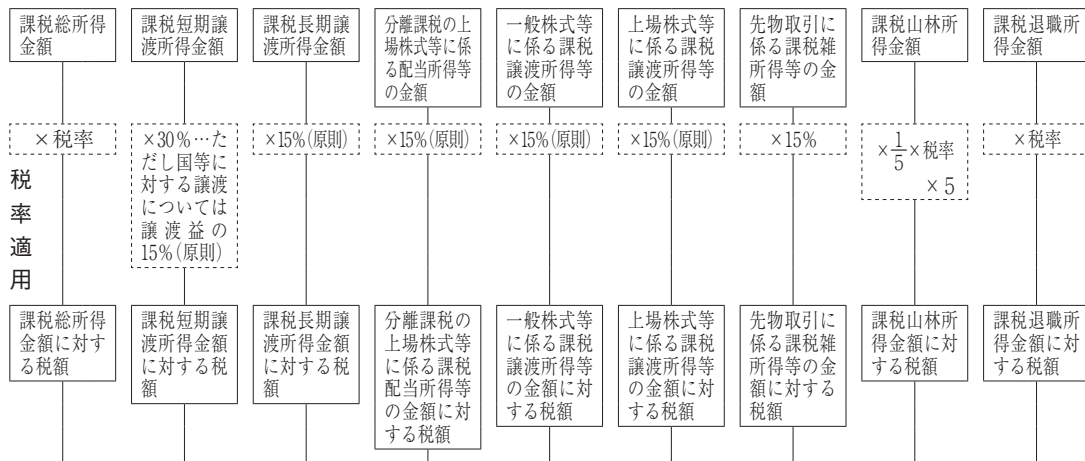
次ページに修正後の該当ページを掲載しておりますので、あわせてご確認ください。
また、以下からもダウンロードいただけます。

<https://link.directcloud.jp/21SIe4LQxy>

以上

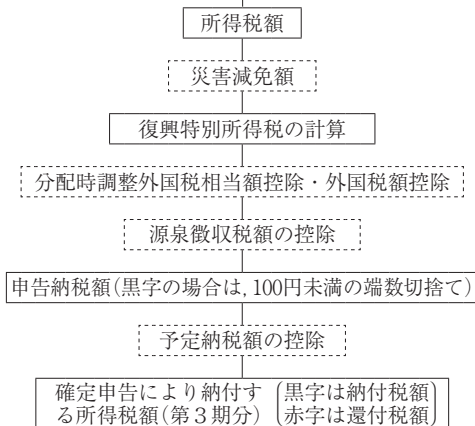
税 額 の 計 算

税額計算の関係図



税額控除

- ① 配当控除 ② 試験研究を行った場合の特別控除 ③ 中小事業者が機械等を取得した場合、地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合、地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合、特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合、給与等の支給額が増加した場合、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合、事業適応設備を取得した場合等の特別控除 ④ 住宅借入金等特別控除 ⑤ 公益社団法人等に寄附をした場合の特別控除 ⑥ 認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の特別控除 ⑦ 政治活動に関する寄附をした場合の特別控除 ⑧ 既存住宅の耐震改修をした場合の特別控除 ⑨ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 ⑩ 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除
 (注) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する所得税額の特別控除(東日本震災特例法10~10の3の3)の適用がある場合には、これらの特別控除を含みます。



(注) 1 所得税額の計算に当たって、次に該当する場合には、それぞれ次の特例が適用されます。

- 変動所得又は臨時所得がある場合には、平均課税の方法による税額計算の制度を選択することができます(858ページ参照)。
- 災害減免法の適用を受ける場合又は免税所得がある場合には、これらの減免税額を差し引きします(842ページ参照)。

税額の計算